## ダム湖面利用届出書

令和 年 月 日( )

嘉瀬川ダム管理支所長 殿

届出者	
住 所	<u></u>
連絡先	
お車No.	(例) 佐賀〇〇〇か△△△△

下記条件を遵守し、「自己責任」のもと利用したいので、別紙図書を添え、届出致します。

記

1	河川の名称	嘉瀬川水系								
2	行為の目的									
3	行為の場所	副ダムより上流								
4	行為の方法									
5	行為に係る面積又は 数量・人数	舟台舟白 :			艇		人数:		名	
**	行為の期間 利用日毎に届出が必要です。 利用時間は日の出~日没までの	令和	年	月	·	∃ (	)	時	分 ~	
	間で届出てください。	令和	年 添付資	<u>月</u> 資料	あり	∃ (	枚)	· •	<u>分</u> なし	

## 使用条件

- ① ダムの水は、水道水、工業用水、かんがい用水、水力発電に利用されているので、水質汚染のないこと。
- ② 利用者によるゴミ等は持ち帰ること。
- ③ 副ダムの網場の内側(下流側)は、落差があり、危険なため、立ち入らないこと。
- ④ 降雨等の状況に応じたゲート操作により、水位変動が予想されるため、洪水時等の利用はしないこと。 (雷、大雨、洪水注意報・警報が発令されたら利用しない)
- ⑤ 利用者自身の安全対策を図ることはもちろんのこと、第三者に対して危害や迷惑等を与える 行為をしないこと。
- ⑥ 当方が警報車等で注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。
- ⑦ 営利目的での使用はしないこと。
- ⑧ 届出のあった使用目的以外の使用及び使用エリア以外での使用は認めない。
- ⑨ 事故等の責任については、当方で一切負わない。
- ⑩ 安全管理の問題上、届出については利用する都度、使用する期間のみ提出するものとする。
- ① 本ダムの網場上流から副ダムまでの範囲について、現在は佐賀市が占有している為、利用する場合は佐賀市富士支所(TEL:0952-58-2111)に別途使用届を提出すること。

こちらの書類は、嘉瀬川ダム管理支所で保管します。また、関係機関に通知することがあります。こちらの書類は、嘉瀬川ダムの管理について使用します。

( 問い合わせ ) TEL: 0952-51-8321 FAX: 0952-51-8323 国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所